

第1区区長 富山 茂 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 提案の取扱い

令和4年1月31日付けで提案がありました、ガードレールの設置につきましては、令和4年2月12日に設置しました。

また、町道の舗装については、今年度中に道路舗装の補修計画を策定し、優先順位の高い道路から順次計画的に補修を行ってまいります。

2. 取扱いの理由

交通安全対策担当である住民課でガードレール設置の要望箇所の確認を行いました。要望の箇所は、道路の法面が約4mあり、ごみ置き場を利用する方やごみ収集車が転落する危険があると判断したため、ガードレールを設置しました。

また、町道の舗装については、道路管理者である建設課で道路の利用頻度や状態などの調査結果に基づき策定する町道の舗装補修計画の中で、順次舗装修繕を行います。要望箇所の町道についても、計画の優先順位にそって今後実施していきます。

3. その他